

平成22年1月5日

相続税の納税猶予制度の認定申請

拝啓 社長殿 第39号

税理士 朝倉 令子

平成21年の税制改正で創設された相続税の納税猶予制度の特例の適用を受けるための経済産業大臣の認定を受けるには、認定申請を行う時点で、次のような要件を満たしている必要があります。

1. 中小企業の代表者（相続開始の日から5か月を経過する日以後において代表者である者に限る）が
2. 先代経営者から相続または遺贈により株式を取得し、
3. 相続税の納付することが見込まれること
4. 次表のすべての要件を満たすこと

(1) 認定要件（認定申請時に会社などが満たすべき要件）

	中小企業者（会社）に該当すること
	相続開始の時以降において、上場会社や風俗営業会社に該当しないこと
	相続開始の日の属する事業年度の直前事業年度の開始の日以降において、資産保有型会社に該当しないこと
	相続認定申請基準事業年度(注)において、いずれも資産運用型会社に該当しないこと
	相続認定申請基準事業年度においていずれも総収入金額がゼロを超えること
	相続開始の時において、常時使用する従業員の数が一人以上であること
	相続開始の時以後において、特別子会社が上場会社等、大法人または風俗営業会社のいずれにも該当しないこと
	代表者が経営承継相続人であること
	拒否権付種類株式を発行している場合には、相続開始の時以後においてその拒否権付株式を代表者以外の者が有していないこと
	相続認定申請基準日（相続開始の日から5か月を経過する日）における常時使用する従業員の数が相続開始の時における常時使用する従業員の数の100分の80（端数切り上げ）を下回らないこと

(注)相続認定申請基準事業年度とは

相続開始の日の属する事業年度の直前事業年度(相続認定申請基準日の翌日が相続開始の日の属する事業年度の翌事業年度となる場合には、直前事業年度の翌事業年度も含む)

(2) 事業継続要件

認定を受けた場合には、相続税の申告期限の翌日から5年間、事業を継続することが求められます。事業継続要件は、次の3点です。満たさない場合は、認定が取り消されます。

- 後継者が、会社の代表者であること
- 雇用の80%以上を維持していること
- 納税猶予の対象株式を継続保有していること